

別記 1

農業改良措置の判断基準

項 目	無利子とする理由	判断基準	具 体 例
<p>1 農業の新部門等への進出</p>	<p>当該担い手の従来の農業技術では対応できない。</p> <p>1 新部門導入に当たり、必要な機械・施設等を整備するため、初度コストが割高</p> <p>2 高度な技術の修得が必要であるとともに技術の定着までに時間が必要</p> <p>3 新たな取組への精神的な負担</p>	<p>①以下の作目区分を基本として、従来、取り扱っていない作目(品種を含む)区分へ進出する場合 米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜(葉茎菜)、野菜(根菜)、野菜(果菜)、花き(切花)、花き(鉢物)、果樹、養蚕、きのこ、工芸作物、飼料作物、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜(露地・施設に区分される部門については、必要に応じて別区分とできる。)</p> <p>②作目区分は従来と同じであるが、新たな技術で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合</p> <p>③作目区分は従来と同じであるが、農用地の利用集積など規模の拡大を図り、生産コストの削減などの経営の合理化に資するものを導入する場合</p>	<p>・輸入による価格下落に悩む野菜農家 → 花きの施設栽培を導入</p> <p>・需給緩和による価格下落に悩む稲作農家 → 畜産に転換</p> <p>・トマトの露地栽培 → 施設水耕栽培</p> <p>・水稻慣行栽培 → 水稻直播による大規模栽培</p> <p>・野菜慣行栽培 → 低コスト機械化体系の導入</p> <p>・当該経営において、生産方式等の改善を通して、従来と比べて規模拡大を図る場合や機械装備の能力の向上等を図る場合</p> <p>・利用権の設定や受委託による農地等の利用集積を図る場合。</p>
<p>2 加工・販売部門への進出(起業)</p> <p>・主として自らの農業経営において生産した農畜産物の加工・流通をいう。</p>	<p>当該担い手の従来の技術、経営ノウハウ等では対応できない。</p> <p>1 新部門導入にあたり、必要な機械・施設等を整備するため、初度コストが割高</p> <p>2 高度な技術の修得が必要であるとともに技術の定着までに時間が必要</p> <p>3 系統等の既存の情報の他、独自でも市場動向、消費者ニーズの的確な把握が必要</p> <p>4 新たな取組への精神的な負担</p>	<p>①加工・販売に取り組んでいない者が、これを開始する場合</p> <p>②既に加工・販売に取り組んでいた者が、従来のノウハウでは対応できない新しい加工分野・販売方法等を開始する場合</p>	<p>・転作大豆を用いた豆乳アイスクリーム作りを開始</p> <p>・地域内の消費者向けの直売の開始</p> <p>・酪農法人が、ナチュラルチーズ加工を開始</p> <p>・インターネットを利用した直接販売の開始</p> <p>・農作業・加工体験等を組み合わせた消費者との交流を併せ行う取組</p> <p>・ブドウのジャム加工 → ワイン製造開始</p> <p>・カット野菜製造 → 野菜ジュース製造開始</p> <p>・絞っただけのジュース製造 → 濁りや変色のないジュースの製造開始</p>

別記1の2

農業改良措置の判断基準（農商工等連携による場合）

項 目	無利子とする理由	判断基準	具 体 例
<p>1 農業経営に必要な施設の設置</p> <p>・連携先の農業者等が、認定中小企業者のニーズに適合した新品種の作物を提供するため、これに対応する新規農畜産物を生産することをいう。</p>	<p>新品種の作物を導入する連携先の農業者等にかかる諸般の負担の軽減</p> <p>・連携先の農業者等の農業経営に必要な施設を連携先の農業者等に代わって認定中小企業者が取得して提供することにより、連携先の農業者等は機械を所有することなく必要な機械作業が可能となり、過剰投資や施設の遊休化による農業経営負担の軽減及び農業生産力の増強が図られるため。</p>	<p>【認定中小企業者の支援措置】 無利子資金で導入した高性能機械等を連携先の農業者等に無償貸与</p> <p>【農業改良措置】 認定中小企業者からの高性能機械等の貸与により、労働時間を軽減するとともに、新商品向けの農畜産物の生産を実現。 （新品種の導入、農作業の効率化）</p> <p>【連携先の農業者等のメリット】 ○従来から取組を考えていたが、諸般の負担から二の足を踏んでいた新規農畜産物の導入を実現 ○新規農畜産物の導入による所得の増加 ○確実な売り先の確保 ○生産物の高値取引</p> <p>【認定中小企業者のメリット】 無利子資金で導入した高性能機械等を連携先の農業者等に貸与することにより、国産農畜産物の量的・安定的確保が可能になり、高品質な加工品を安定的に製造し、広域販売を実現。</p>	<p>【認定中小企業者の支援措置を受けた連携先の農業者等の取組】</p> <p>・水稲栽培 →豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培</p> <p>・需要緩和による価格下落 →米粉への加工適性に優れた水稲品種の栽培</p> <p>【認定中小企業者の支援措置を受け、連携先の農業者等の導入が期待される施設の例】</p> <p>・ごぼう収穫（手作業） →ごぼう収穫機</p> <p>・軟弱野菜調整（手作業） →軟弱野菜調整機</p>

農業改良措置の判断基準（農商工等連携による場合）

項 目	無利子とする理由	判断基準	具 体 例
<p>2 中小企業者の使用する加工施設又は販売施設の改良、造成又は取得</p> <p>・認定中小企業者が、連携先の農業者等の生産する農畜産物又はその加工品を加工・流通・販売することをいう。</p>	<p>従来作物を増産する連携先の農業者等に掛かる諸般の負担の軽減</p> <p>・加工施設等を設置する認定中小企業者が、連携先の農業者等の生産した農畜産物又はその加工品を相当程度使用すること又は相当程度販売することにより、連携先の農業者等の経営安定が図られるため。</p>	<p>【認定中小企業者の支援措置】</p> <p>コロッケ、豆腐を生産・販売するために、新しい豆腐の開発、販路の拡大を行うとともに、自らが加工製造施設や製造機器を設置して、連携先の農業者等から、生産するじゃがいもや新たな大豆を大口・高価で安定的に購入する。</p> <p>【農業改良措置】</p> <p>認定中小企業者に対してじゃがいもと豆腐用の大豆を規模拡大して提供する場合において、生産量の拡大により作業の効率化がなされるとともに、確実な売り先の確保により農業経営の安定を実現。（作業の効率化）</p> <p>【連携先の農業者等のメリット】</p> <p>○従来から取組みを行ってきた農畜産物を規模拡大することにより、農作業の省力化が実現</p> <p>○新規作物の導入による所得の増加</p> <p>○確実な売り先の確保</p> <p>○生産物の高値取引</p> <p>【認定中小企業者のメリット】</p> <p>○連携先の農業者等の生産物を原料とする新商品の開発、販路拡大</p> <p>○連携先の農業者等が生産する農畜産物を加工・販売するため自らが加工製造施設や製造機器を設置</p> <p>○連携先の農業者等が生産する農畜産物を大口・高価で安定的に購入</p>	<p>認定中小企業者の支援措置を受けた連携先の農業者等の取組】</p> <p>・大豆、じゃがいも栽培 →豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培（増産）</p> <p>【認定中小企業者の支援措置を受け、連携先の農業者等の導入が期待される施設の例】</p> <p>・じゃがいも貯蔵、加工施設</p> <p>・豆腐製造機</p> <p>・コロッケ製造機械</p>